

令和3年度第4回

南国市農業委員会議事録

令和4年7月8日（木）

令和3年度第4回農業委員会議事録

日 時 令和3年7月8日（木） 午後1時30分～午後4時30分

場 所 南国市役所 上下水道局 2階 会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第4条の規定による許可申請の件

（3）農地法第5条の規定による許可申請の件

（4）南国市農用地利用集積計画の件

（5）農地法第5条の規定による許可後の計画変更の件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）使用貸借の合意解約通知の件

（3）非農地証明願いの件

（5）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2番 池 正人	4番 山本 桂	5番 今井 まち	6番 北村 一弘
10番 武市 忠雄	11番 末政 隆一	12番 平田 修三	13番 濱田 好典
14番 鈴木 郁馬	15番 濱田 章孝	16番 垣内 育男	17番 松岡 清
18番 森尾 晴代	19番 植野 永子		

欠席者（農業委員 2名）

3番 田岡 崇	7番 面井 一成
---------	----------

出席者（農地利用最適化推進委員 0名）

欠席者（農地利用最適化推進委員 17名）

1番 西本 良平	2番 岩原 英幸	3番 門田 俊一	4番 笥 和幸
5番 金田 善充	6番 門田 理博	7番 利岡 邦彦	8番 西岡 祐三
9番 山本 修平	10番 北原 章吾	11番 山北 泰司	12番 杉本 和繁
13番 武内 俊暁	14番 浜田 勉	15番 岡田 廣志	16番 橋詰 昌明
17番 井上 丈夫			

※下線は、新型コロナウイルス感染防止対策により非招集の委員。

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

13番 濱田 好典	14番 鈴木 郁馬
-----------	-----------

会長	それでは時間が参りましたので第 4 回の定例総会を行いたいと思います。今回もコロナの関係で農業委員だけの開催となりましたので、ご了承いただきたいと思います。本日の欠席届ですが、3 番の田岡委員さん、7 番の西井委員さん。本日の署名人ですが、13 番の濱田好典委員さんと、14 番の鈴木委員さん。よろしくお願いします。それと今月の現地確認ですが、四番の、山本桂委員さん。
山本委員	はい。
会長	10 番の武市忠雄委員さん。かまんかね。20 日。火曜日、一時に事務局。
武市委員	うん。
会長	推進委員が門田委員さんになっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日の議案ですが、農地法第 3 条の規定による許可申請の件、農地法第 4 条の規定による許可申請の件。農地法第 5 条の規定による許可の申請の件。南国市農用地利用集積計画の件、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請の件になっております。そのあと、次長の方から何点か報告ありますのでよろしくお願いいたします。それでは議案に入りたいと思います。議案第 1 号、農地法第 3 条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和 3 年 7 月 8 日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数 5 件、申請受理面積、田 1,477 m²、畑 62 m²、計 1,539 m²。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第 1 号農地法第 3 条権利移動許可申請について説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。受付番号 2 3 号です。譲受人は 4 3 歳。申請地は、岡豊町笠ノ川の田 619 m²、売買による所有権移転で、自宅に近く、また周辺には自作地もあり、耕作に便利のため取得するということです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は 1 8 年です。農作業には本人と妻と父と母が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。

取得後は水稻を作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。

23号については以上です。

受付番号24号です。譲受人は86歳。申請地は、物部の田40㎡、売買による所有権移転です。今回の申請にいたる経過について説明します。譲受人が管理をしている農地の一部を、令和元年に市道拡幅及び橋梁の改修により、無償で市へ提供することになり、その農地にあった果樹の移植地として、本案件の申請地を取得したいと当時申請がされていました。しかし、令和2年1月開催の農業委員会で、許可にはならなかったため、今回、再度申請書が提出されています。前回は、下限面積要件を満たしていなかったため、許可にはなりませんでした。現在の譲受人の経営面積は5,000㎡を超えており下限面積要件を満たしています。また、経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人が従事しています。取得後は果樹を栽培するため周辺の農地に影響を与えることはないということです。24号については以上です。

受付番号25号です。譲受人は70歳。申請地は、立田の田528㎡、売買による所有権移転です。申請地は今年5月に3条取得した田の隣地で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、山林化した土地を除き全て耕作されています。譲受人は、トラクターを所有していますが、その他は知人から借りているということです。農作業歴は40年で、農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は水稻を作るとのことなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。25号については以上です。

受付番号26号です。譲受人は50歳。申請地は、浜改田の畑62㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は24年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はらっきょうを作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。26号については以上です。

	は 30～90 センチ盛土をし、アスファルト敷、碎石敷をします。集合住宅は 1 棟 6 部屋の計 12 部屋で、駐車場は 18 台分あります。進入路は東側市道から 4 か所です。その他配置は図の通りです。排水については、雨水は敷地内の集水桝や雨水桝で集め東側の水路へ排水、汚水については浄化槽を通し、雨水同様東側の水路に排水します。排水同意については都市整備課に申請中です。周辺営農への影響については、隣接農地所有者から同意を得ており、その他周辺農地に悪影響なしと現地確認で判断をいただいております。他法令については、開発許可、占用許可ともに許可見込みがあることを確認しています。 4 条申請については以上で、続けて 5 条申請の説明に移ります。受付番号 14 号、議案書は当日配布した議案書をご覧ください。別紙位置図は先ほどと同じ 3 ページです。申請地は南国市岡豊町小蓮の田、168 ㎡、譲受人が先ほどの 4 条の申請者と同じです。転用目的は先ほど説明した集合住宅の一体地でフットサル場、ミニバスケット場です。選定理由、農地区分は 4 条と同じです。土地利用計画については、当日配布資料 7 ページです。お伝えしている通り、5 条の範囲はフットサル場、ミニバスケット場です。約 30cm 盛土を行い、表層は礫質土敷きをします。進入路は集合住宅から進入します。排水については汚水は発生せず、雨水を集水桝経由で東側側溝に排水します。周辺営農への影響については 4 条と同様隣地同意をすべて得ております。本件は以上です。
会長	事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。はい。
濱田好典委員	聞きたいけど、地元の排水の同意というのを最近言いやせんけど、貰うちゅうかね？
会長	事務局。
穂積主事	今回の申請についてはですね、申請主の方から、話をしていただいているのは、都市整備課の方の排水同意の提出の手続きをしているということで、地元の同意については現時点では確認をしておりません。
濱田好典委員	それ大事なことじゃないかね。排水の同意と地元の排水の同意。それがいるんじゃない。今まで全部もらいよったはずで。
会長	大体にやあ。

濱田好典委員	大体やない全部。市はよね、財産管理をね、機能管理は地区がやりゆうかね。その機能管理ですよ。それがなかったら農業委員が判断せないかんがやき。それがないです。なぜもらえなかったのか、もらってないのか、出さなかったのか。
穂積主事	今現時点で提出ないです。
濱田好典委員	もらってなかったら不備やないかね。周辺営農にあるないというのも兼ねて、地元同意ということで、これも紛争防止のためにもらいゆ。絶対的なもんやないと思う。
会長	ほんで地元からもらわなかったら、農業委員が判断して、許可するかせんかを決めないかんかね。
鈴木委員	ちょっといいですか。場所は詳しくはわかりませんが、ひょっとして国道なり県道なりの側溝を兼ねたところに排水っていうことではないですかね？うちも地元であったんですけどもその側溝を兼ねている場合は、私たちの用水を兼ねている場合でも、都市計画課のほうは同意必要ないっていうんですよ。地元の同意が。なぜかという県道の側溝の管理は県になるので。そこから同意をもらっていれば同意はいらないって言われたんですよ。ところがね、いきなり埋め立てた工事をしたものだったのでこれはどういうことだろうということで、ついほんと先月の話ですけども、県道の側溝だったり市道の側溝を兼ねている用水だったら地元同意いらないらしいです。
濱田好典委員	が、紛争防止のためにもらう必要があるがやないかということ。
鈴木委員	絶対必要だと思う。
濱田好典委員	絶対やない。ないと許可できんということじゃないけど、紛争防止のためにもらうようにはしちゅうはずや。
鈴木委員	ただ、自分たちのところで農地の開発やなくて宅地の開発やったんですけども、明らかに用水として使っている水路なんですけどもその排水同意は全くこなかったですね。
会長	それはどうなっちゃうろうなあ。これは医大のところやろ。県道ぶちよね。穂積が言うたとおり都市整備課で同意もろうちゅういうことやき、そうかも知れんにやあ。
穂積主事	地元の排水については私のほうで確認が取れていないですけども、都市整備課の開発審

	査会、県での協議については通っている状況です。それが通った後に農地法の申請が来ておりますので地元の同意については特に何も。
濱田好典委員	今まではどうやった。転用がいくつか出てきたわねえ。その時の同意がついちよった？排水の同意？
穂積主事	地元の水利組合などの意見書が添付されることはあるんですけども、都市整備課の。
濱田好典委員	いや、地元の同意をとれ。都市整備課はかまん。
会長	地元の土木とかそういう同意があったのかどうか？
高芝副会長	このあいだ開発のがでアパート建てたのがで排水同意もらわんと、そこで土木委員ともめたがやき。勝手に判を押したて。
濱田好典委員	部落の同意があるかどうかっていうのは大事な問題やから軽々に扱こうたらいかんということを言いたい。
弘田局長	いわゆる土木委員さんの同意ですよ。総代さんとか。
濱田好典委員	地区によってね言い方が違うけん。区長言うたり土木委員言うたり。まあ、水利権者いうことよね。
会長	ほんで鈴木君の言いよった件もあるきもう一回それは調査してよ。
濱田好典委員	それがよ、問題が起こるがやき。ほんとよ、いやになるき。軽々に扱こうたらいかんということを言いたい。さっき鈴木君が言うたように、そうやけん、わしやあ知らん知っちゅうになるきよ、かまんと思ってやったと、やったら終わりやきよ。石橋を叩いて渡らんと痛い目見るで。
会長	この件につきましては、事務局のほうから調査してすぐに委員さんのほうに連絡するよにしますので。それがいるやったら貰うてやるということで。鈴木君の言いよった件もありますので。
濱田好典委員	貰う方がええと思うで。
会長	貰う方が俺もええと思うけど。
濱田好典委員	問題が起こる前に。

鈴木委員	ちょっと付け加えさせてもらうと、県の側溝だったり市道の側溝だったら用水として使っているけど、同意をとる必要はないといわれたんですよ。地元の土木員の。地元の土木員を兼ねていますけど。それじゃあ困ると。それが農地だったらこの農業委員会に上がってきますけど、4条でも5条でも転用ならば。それが宅地であった場合ですよ。連絡がこないの。同意をとる必要はないという指導らしいんですよ。それが困るという話なんです。明らかに用水として使っている場合ですよ。何故かというです、先をたどっていく必要がないらしいんです。
会長	それをちょっと調べて。はい。その件については後日連絡をしたいと思います。ほかにご意見ございませんか？
濱田好典委員	もう一つ言うてかまんろうか？これ規制緩和のやつやから集合住宅よね。学生アパートやないろ？
穂積主事	はい。学生アパートという指定ではないです。
会長	他にございませんか？ (意見・質問なし) ないようでございますので、先ほどの件についてはまた調査し連絡し決めたいと思いますのでよろしくお願いします。都市整備課から農業委員会に出しなさいという指導がありましたらまた皆さんにご報告しますのでご理解をお願いします。はい。そういうことで、後日報告しますので、今後の審議についても、それを参考にしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、議案第2号の、農地法第4条第3項の規定により意見書をつけ、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年7月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄。申請受理件数5件。申請受理面積、田851㎡、畑330㎡、計1181㎡。

穂積主事

事務局説明をお願いいたします。すみません。議案送付した分と差し替えがありますので。

それでは説明させていただきます。会長からも話が合った通り差し替えで意見追加となっておりますので、当日で配付してあるこちらをご覧ください。では受け付け番号 11 号を説明します。申請地は比江の畑 17 ㎡、第 2 種農地です。当日配布資料の 8 ページをご覧ください。本申請は、●●と、●●、墓地を設置するもの二名の共同で、使用貸借権を設定し、墓地への進入路に転用する目的です。現状について、●●はすでに墓地が設置されています。●●の墓地については、5 月総会に諮ったもので、現在、県審査中です。いずれも、北側の●●の筆から進入する計画でしたが、今回、南側にある●●を新たに、進入路にし、今後は主に申請地から進入したいとの、ことです。土地利用計画図については、当日配布資料の次のページの 9 ページ。位置図はこの次の 9-1 ページとなっております。計画としては 10 センチほど嵩上げをし、コンクリート舗装しますが、南側約 10 センチを舗装せずに、排水については、この部分で地下浸透させるとのことです。周辺農地は申請人所有の農地と同意のある農地です。この件について、ご判断していただきたいことが一つあります。本申請で、他人同士である墓地の設置者が共同申請により、申請地、つまり、●●ですね。こちらの筆を転用することについてですね。転用許可基準である申請に関わる事業目的から見て適正かという点に疑問がありまして、私の方から県に確認をしました。県の方からは、申請者それぞれのこっちまでの進入路以外の部分について、必要性はどうか。なぜ転用しなければならないのかを確認する必要があるというお返事の方をいただいております。図のほうで説明させてください。ホワイトボードの方、見ていただきたいですけども。これは簡易的に書いたものになりまして、A と B、それぞれの申請主が連名で、ここの筆を転用したいというふうな話です。ただ、今回の場合ですね。例えば、A さんが、こちらから入って、こう進入するときですね。残りの部分が不要ではないかっていう疑問が生じます。B さんの方も同様に、こちらから進入してこう入るときに、こちら側の部分が不要ではないかっていう。申請主に確認したところ、ただこの一筆を共同で使えたほうが利便性があるという理由で上がってきておりますので、その理由が妥当かどうかということ踏まえ、ご審議をお

	願いたいです。
池委員	●●は、これ道やないが？
穂積主事	●●は道で当初は、こう入る計画です。ただ、墓地の向きがそもそも南側を向いているので新たに、こちらから入りたいという意向があるそうなんです。
会長	●●は、通路かえこれ。
穂積主事	そうです。
池委員	車は入らばあの通路なが？
穂積主事	人一人が入れる程度です。
池委員	これ西側っていうのはそれは車が通れるばあの通路なが？
穂積主事	人一人通れるぐらいです。二件に分けて、これとこれで申請をするべきでないかっていうような意見も出ております。
会長	はい。事務局の方から説明がありましたが、どうでしょうね。●●を。はいどうぞ。
平田委員	能がええようにしちゃったらええわ。
会長	ほかにございませんか。なければ、申請通り許可してよろしいでしょうか。そういうことで承認するということをお願いしたいと思います。そしたら他をお願いします。
穂積主事	ここからは続けて説明をさせていただきます。受付番号 12 号を説明します。議案書は当日配布分、別紙位置図は 1 ページです。申請地は南国市堀ノ内の田 444 m²。使用賃借権を設定して分家住宅への転用です。申請地の選定理由は、子供の成長につれ現住居が手狭になったことと、申請地隣地に居住している祖父母の介護のためです。農地区分は 10ha 以上の集団農地内にある第 1 種農地ですが、集落と接続する場所であるため、例外的に立地基準を満たします。土地利用計画図は当日配布資料 10 ページです。約 75 センチ嵩上げをします。住宅につながる細長い進入路を設置した理由は、市道に進入路を接続させ開発許可基準を満たすためです。排水については、汚水は浄化槽経由、雨水は集水桝経由で貸人所有の暗渠を通り、北側側溝に排水予定です。排水同意についても都市整備課に申請中です。周辺農地については、全て申請者所有地です。他法令については、開発許可見込みを確認しています。

	本件は以上です。 続きまして受付番号 13 号を説明します。議案書 4 ページ、別紙位置図は 2 ページです。 申請地は南国市包末の田 239 m²。使用賃借権を設定して分家住宅への転用です。申請地の選定理由は、申請地は長年耕作しておらず、かつ周囲が住宅地であり両親の自宅が近いからです。農地区分は 10ha 以上の集団農地内にある第 1 種農地ですが、集落と接続する場所であるため、例外的に立地基準を満たします。土地利用計画図は当日配布資料 11 ページです。 約 10 センチ嵩上げをし、表土約 20 cm を入れ替え、駐車スペースについてはコンクリート舗装をします。排水については、汚水は浄化槽経由、雨水は透水枳を設置。配水管を北側道路内に設置予定です。配水管設置のための占用許可得ております、排水同意についても都市整備課に申請中です。周辺営農への影響については、隣接農地所有者から同意を得ており、その他周辺農地に悪影響なしと現地確認で確認しております。他法令については、開発許可見込みを確認しています。本件は以上です。 続きまして受付番号 15 号を説明します。議案書 4 ページ、別紙位置図は 4 ページです。 申請地は南国市十市の田 330 m²。使用賃借権を設定して借人夫婦の個人住宅への転用です。申請地の選定理由は、周辺は住宅化されており実家に近く利便性に優れているためです。農地区分はどの農地区分の要件にも該当しない農地であるため、2 種農地と判断しています。 土地利用計画図は当日配布資料 12 ページです。約 60 センチ嵩上げをし、汚水は浄化槽経由で北西にある側溝に排水、雨水は浸透枳により地下浸透します。周辺農地については、北側に農地がありますが同意を得ております。他は宅地、墓地、申請人の農地です。他法令については、開発許可見込みを確認しています。これで以上となります。
会長	はい。事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第 5 条第 3 項の規定により許可してよろしいでしょうか。
池委員	これ今言うたような排水の同意はどうかちゅう？全部の申請お願いするがよね？

会長	いやその1件は確認して同意がもらえればもう一気に。
池委員	いやそうやない。今日あがってきた他の案件もよね。同意貰うちゅうかどうかの確認がなかったやんか。確認中です言うだけの話やっтарう。
会長	貰うちゅう案件は？
局長	●●さん。
穂積主事	すみません。説明の補足をさせていただきます。12号堀ノ内の件については地元の排水同意を取得しております。
会長	13と15はもろうてない？
濱田好典	雛形はあるがやない？それ雛形やない？
藤田次長	都市整備課向けの申請書はあります。
濱田好典	そのコピーかなんか？
藤田次長	はい。
濱田好典委員	ほんならそれをこっちに持ってきて、何しよったがやろうか。見たことがどっかであったがやき。それを発表してくれないかんがよ。
池委員	それに排水同意を貰うちゅうか貰うてないか書く欄があるがやないです？
会長	●●さんは排水同意で貰うちゅう。
池委員	貰うちゅうがでしょう。ほんで下の●●さんは同じ部落やに排水同意を貰っていないなんてことがあるがやろうかと思ってよ。
局長	直接うちの方へ出てくる同意じゃないので、その辺1度都整の方と確認をしてみます。一旦この3号については保留させていただいて、ちょっと利用権の方へ進めてですね、それからその間に担当の方に確認させますので、順番を変えて進めていくという形でお構いないでしょうか？
会長	局長の方から言いましたように議案3号は置いといて、次に議案4号を検討しもって、その間に、担当の方が調べてくるということでございますので。それでは、議案第4号の、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強

	化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか協議をお願いします。令和3年7月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、事務局説明をお願いします。まず、受付番号122から125号、濱田好典委員さんが関連する案件ですので、議事参与の制限により退室をお願いします。 (濱田好典委員 退室) それでは事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第4号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。10ページの122号から125号です。借人は61歳。申請地は、岡豊町中島の田で、122号から124号は5年の賃借権を設定し、125号は1年5か月の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納にて支払うというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見ご質問はございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取扱いをいたします。 (濱田好典委員 入室) それでは事務局、後の残りを。
藤田次長	はい。議案書8ページに戻ります。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください 109号です。資料は1ページです。申請地は、小籠の田で、10年の使用賃借権を設定するものです。 110号です。資料は2ページです。申請地は、廿枝と小籠の田で、15年の使用賃借権を設定するものです。

111号です。資料は3ページです。申請地は、西山の田で、5年の使用貸借権を設定するというものです。

112号です。資料は4ページです。申請地は、西山の田畑で5年の使用貸借権を更新するというものです。

113号です。申請地は、西山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。

114号です。申請地は、西山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。

115号です。資料は5ページです。申請地は、陣山の田で、10年の使用貸借権を更新するというものです。

116号です。資料は6ページです。申請地は、廿枝の田で、10年の使用貸借権を更新するというものです。

117号です。申請地は、廿枝の田で、10年の使用貸借を更新するというものです。以上が農地中間管理事業です。

次に10ページの118号です。借人は農業生産法人ではない一般法人です。申請地は、下野田の田で、10年の賃借権を設定してなす・赤ピーマン・甘長シシトウを作るというものです。賃料については、10aあたり10万円を現金で支払うものです。耕作計画書によると、貸人は借人である法人の役員で、今後は法人で農業経営をしていき、規模を拡大させたいということです。

119号です。借人は48歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

120号・121号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は46歳。申請地は、岡豊町中島の田で、5年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

11ページの126号です。借人は49歳。申請地は三島の田で、3年の賃借権を設定して、ネギを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

	127号です。借人は77歳。申請地は、浜改田の田で、3年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、4筆で米360kg相当の金額を口座振込するというものです。 128号です。借人は69歳。申請地は、浜改田と里改田の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。 129号です。借人は68歳。申請地は、稻生の田で、5年の賃借権を更新して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するというものです。 130号・131号は借人が同じため、まとめて説明します。借人は26歳。申請地は、十市の畑で、10年の使用賃借権を設定し、ニラを作るというものです。耕作計画書によると、平成31年より親族が所有する申請地でニラ栽培を始めており、認定新規就農者になるために権利を取得して、今後、規模拡大をしていくということです。 以上、109号から131号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	はい。事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。
植野委員	すみません。1万とか議論になってるんですが、その収入貰って、田役代とか、税金払いよったら何もついてこんで払えんなるみたい。ひょっとこんなに田を借りるが山田堰とか田役代とか、それ込みでやっていただける算段はつかんがですか？
会長	それはもう個人的な話し合いよ。
植野委員	個人的にやけど、お年寄りによっては誰でも買ってもらったらええわって思ってる人もいても、借りてからやって自分が田を守らないかんとか、いろいろ聞いてたら、なかなか収入がないんだって。それで結局田を売らんといかんようになったりする？
会長	それはありえるの。
植野委員	だから、田を借りる借り賃だけじゃなくって、そんながも加算してできないもんかなって。ちょっと聞かれてお年寄りから。年がたって、今はええけどだんだん年がいったらお金かかってくるんで、込みにしてもらえんろうかね、そんなできんのかねって言って、買っ

	てくれた人に話したら、農業委員会で、こういうふうになったらどうやろねというような声も本当に話し合いでやったらいいんやけど、そここのところこれからほんとに、まあ一万で借りた方で、かなりの収入をもらえる。やり方次第では、でも持ってる人っていうのはたった一万で、税金とか色々払わないかんでしょ。だからそこんところちょっと考える余地そんなんないのかなと。
濱田章孝委員	国分の場合はね、全部30キロって決めちゃった。
会長	地域がもう？
濱田章孝委員	うん。
高芝副会長	30キロいうたら5,000円じゃんか。標準的に60キロやんか。
鈴木委員	利用権設定の契約書に書いてません？田役とかその他の。自己については甲乙で話し合うと契約書の中に書いてますよ。だから、取り決めるのは自由ではいかなと思うんですけど。
会長	農業委員会で決めることはできんよ。それぞれ契約、利用権設定の時になんぼでやるいうて。
植野委員	貸す人は声を上げて言わんといかんということになる？
高芝副会長	結論、それを言うのはいいけどよ。1俵60キロに水利費を出してくれますか言うたら、いやそれやったらあてる必要性はないと言われた時には大事になる。それがほとんど。もう普通の農家の我々も、借してやりゆうけど。それ向きの投資してやりゆうき。それ言うたら結構分かるの。誰か他の人にあたってもろうてと言われる可能性はあるわけよ。
植野委員	何とかならんかなと思ったけど。そういう声が出てきたら、本当に困って、本当におる人っていうのが多くなってるんで、農地を守らないかんゆうても。
池委員	いや、それは、持ちちゅう人の責任やき、守らないかんやったら金出してでも守らないかんはずながよ。農地を守るがやったら。その人が思うやったら、だから、そこら辺は、持ちちゅうものの責任ながですよね。かまんき放るわって言われても、周りの方が迷惑するわけやし放ったら周りも迷惑する。自分は税金払わないかん、それは一緒のことやき。どっちを

	取るかです。
高芝副会長	まあそれは今公社がやりゆうけんどそれは。借り賃を決めてから公社がやりゆう。それで設定して、公社へ上げて、公社から、小作人に当てるといふ。通常ではもう 60 キロが限度やない？世間一般で。
武市委員	農地は所有権で自分が持ちゅうわけやき、どうしても終わりたいけんど作ってくれる人もおらんき賃貸借やなしに使用貸借よ。タダよ。使用貸借で作ってくれんかと。ほんで当然水利費も、固定資産税も取りゆうわね。それが所有権やき。そんでどうしてもよう守らんかったら所有権を移して誰かに買うてもらうなり何ならしてもらわないかん。それが増えよ。ほんで農地自体も反当 100 万以下 50 万とかになりよ。バブルの頃は、反当 400 万じゃ 700 万じゃ 1000 万じゃ言いよったきな昔は。そういう流れなわけよ今。ほんで、私の手前らあでも、使用貸借が大分ある。3 割か 4 割か。使用貸借でタダでかまんき作ってくれといふのは、増えてますね最近。それと山田堰らあが言うのは、かからんところもあるいうきね。昔、上流の排水で田んぼを潤しよったところは山田堰かからんき。それから地下水らあで潤しよたところもかからんきね。もうケースバイケースで。そりゃ農業委員会が踏み込んで判断はできんろ。
池委員	情報としては提供できるけんどね。
高芝副会長	大体南国市では標準は米 60 キロが標準。やけんどこのまま入らん作業効率の悪いくはあると。
会長	そういうことで、武市委員が言われましたような、そんな方向も、時代がなっておりますので、そういうことを地主さんにも言っちゃってください。ほかにございませんか。ないようでしたら承認してよろしいでしょうか。 (意見・質問なし) はい。取り扱いをいたします。次に議案第 5 号ですが、局長と穂積君が今、行っておりますので、次長から先に議案外の相談案件をやります。

	(相談案件)
会長	議案 3 号の排水同意について、あるものについては承認といたします。今手元にないものについてはまた確認して皆さんに報告いたします。次に議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請の件について事務局説明をお願いします。
穂積主事	差し替えの議案書をご覧ください。議案第 5 号の受付番号 1 号から説明をさせていただきます。こちらは令和 2 年 12 月 24 日に許可を受けていた太陽光発電所の計画が変更となったため変更承認できるか審議を願います。それでは資料の説明に移らせていただきます。当日配布資料の 13 ページをご覧ください。こちらが変更前の計画図、14 ページが変更後の計画図です。この次の 15 ページに変更点を記載しております。太陽光発電を設置する計画自体に変わりはないですけども、造成整地計画、排水計画に変更があります。現地の写真を次の 16 ページに載せています。変更となった理由については、申請人から顛末書の提出があるため 17 ページに載せております。顛末書の要点としましては、請負会社 2 社の間で整地、造成計画に関する話し合いが十分にできておらず、それぞれの完成イメージが違う状態で工事に至ってしまった、当初の申請内容と施工内容が異なってしまったとのことです。以上を踏まえて、委員会として判断しなければいけない基準がありまして、次の 18 ページにあります 1 から 6 の項目がありますけども、今回のケースでは 1 から 3 の項目については判断しかねる項目ですので 4 から 6 の項目についてこれから審議をさせていただきたいです。
会長	はい。事務局から説明がございましたので審議をお願いしたいと思います。先ほど言いましたように、4、5、6 と。資料出ておりますかね？ 4 項目の変更前の転用事業が、事業計画に沿って実施されることが確実と認められるについて審議を始めたいと思います。事務局、補足・解説をお願いします
穂積主事	はい、こちらについては今回の変更点が他法令で許可見込みがあるか、資金計画などに問題はないか、などという点を判断します。他法令については、都市整備課で適正化条例の変

	更手続きの提出があり、受理見込みがあることを確認しています。建設課でも占用許可を取得しております。資金計画については顛末書の通り、当初の申請内容と変わりはないことを申請主より口頭で確認しています。以上です。
会長	事務局より説明がありました。この点についてご意見などはありませんか？ないようであれば、ごいますので変更前の転用事業の事業計画に沿って実施されることが確実と認められるについて認められるでよろしいでしょうか。
池委員	ちょっとまって。変わっちゅうがどこなが？今読みゆうきよ。
穂積主事	変わっているのは造成整地計画と排水計画です。もともと更地のところに、太陽光発電所を設置するという計画だったんですが、土台を構えて、造成して、その上に設置するという計画に変更されています。
中村副会長	これやった後やろ？工事の変更じゃないやんか。
池委員	なんか揺れたときのあれらもあるき、コンクリートブロックにしちゅうがやき、そんなに悪い方、イカサマをしちやろうというわけじゃないがですね。もうちょっと言うたら、トウフみたいなやつを下へ置いたがよ。基礎打っちゅうかもしれんけど。それに置いて、結局そのままのやつやったらグラグラするじゃないすか。ほんでそれがせんようにカチッとしたものにしちゅうがやき。最初から言うように雨水とかそういうものの同意を貰うちよったら、オーバーフローするっていうきよね。それで許可貰うちよったがやったら別に計画自体が変更になっても、そう大きい変更ではないき。
中村副会長	変更後の排水同意は？
池委員	いっしょやき。全部セメントでしちゅう訳やないきよ。その基礎の部分だけやき。全部がコンクリートブロックであれしちゅう訳やないき。
穂積主事	排水などについてはこの後の項目で説明させていただこうと思っておりましたが、先に説明させていただきます。15 ページの下段にも書いてありますが、隣地同意については、変更前の申請、もともとの申請と同様、一部隣地同意が取れておりませんので、まずここで被害防除計画の提出があります。被害防除計画については、19 ページに載せてあります。

	申請主によると、この被害防除計画の通り、日照通風については問題ないとのことで、現地確認させていただいた地元委員さんからも、こちらについては、同様の意見をいただいております。排水については、都市整備課の方はですね、南国市土地開発適正化条例の規定に基づく開発行為届にあたる排水計画に同意の方しております、組合長の方からも特に問題であるといった意見の方はでていません。内容については以上です。
局長	要は嵩上げが入っただけというような、一度許可をした分についてのパネルとか規模が変わるものではない、ということでご理解いただいたらいいのではないかと。
中村副会長	地元はどこを問題にしちゃう？
局長	地元はここは問題にはしてないです。
末政委員	田村地区は一切問題がない。もうできあがってしまっているから。ところが、立田は今作りゆう最中。ここで周りにブロックを積みゆうなど、それでちょっと周りがおかしいなとなった訳よ。
局長	とりあえず今は田村の話なので、順番にさせてください。
池委員	田村は問題ないと思うで。
会長	他に意見がないようでしたら、変更前の転用事業が事業計画に従って実地されることが確実と認められる、と判断してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) 次に 5 番。変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度か又はそれ以下であると認められるについて審議をします。ご意見どうでしょう。 (意見・質問なし) 意見がないようでしたら変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度か又はそれ以下であると認められるとしてもよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

穂積主事	では、この点については認められると判断します。最後に 6 項目目、上記各号の他、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるについて審議します。この点についてご意見などはありませんか？ (意見・質問なし) 意見がないようでしたら上記各号の他、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるとしてもよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) では、この点についても認められると判断します。審議した項目すべてが「認められる」となったため、総合意見は承認ということで高知県基盤課に意見書を送ってよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) では承認ということで意見書を送ることとします。次に受付番号第 2 号について事務局説明をお願いします。 受付番号 2 号について説明します。当日配布の議案書をご覧ください。こちらも受付番号 1 号同様、令和 2 年 1 2 月 2 4 日付けで許可を受けていた立田の太陽光発電所の計画が変更となったため、変更を承認できるか審議をさせていただきます。申請主は先ほどの 1 号と同じ法人です。それでは資料の説明に移ります。20 ページが変更前の計画図、21 ページが変更後の計画図、変更点については 22 ページに載せてあります。太陽光発電所を設置する事業計画自体に変わりはありませんが、造成計画に変更があります。現地の写真は 2 3 ページです。変更となった理由については、こちらも申請人より顛末書の提出があるため、24 ページに載せてありますのでご一読ください。要点としては、1 号の申請同様、請負業者の●●及び●●との間で整地造成工事に関する話し合いが十分にできておらず、それぞれの完成イメージが違う状態で工事に至ってしまい、当初の申請内容と施工内容が異なってしまったとのことです。他法令については、都市整備課で適正化条例の変更手続きの申請があり、受理見込みがあることを確認しています。資金計画については顛末書の通り、当初の申
------	---

	請内容と変わりはないことを申請主より口頭で確認しています。以上です。
会長	それでは事務局より説明がありましたが、田村と立田の方は昨日農業委員の北村委員と末政委員と次長と穂積君と僕とで現地を確認に行きました。確認の結果を北村委員さんお願いします。
北村委員	トウフ、すでに 60 センチくらいのやつを置いていました。それで下の方になるとそれ以上の嵩上げみたいな恰好で今やっておるんですけど、中止になっちゃうみたいな。嵩上げ 1 メートルくらいあるところもある。
会長	末政委員、ほかにご意見あれば。
末政委員	要するに立田のところに、そのまま建てるというよった中で、水利組合も判を押したのに、60 センチあるが。これ 40 センチ言いよったのに 60 センチになっちゃうわって周りが騒ぎ始めたんです。で、これはおかしいと。田村の方のこの写真を見てもらった通り、田村の方もかなり上がっちゃうがよね。これは綺麗にできちゃうがよね。立田については、我々が見た感じでは、ハウスができるよりかはもっと優しい水になるわけよね。ハウスができたなら、もっとごつと周りから水が排水せないかんなる。ハウスよりかは、太陽光の方は、まだどんどん下へ水がおりていく状態ですので、そんなには排水は影響はされない、いうふうに僕らは判断しました。なんでこれを言いゆうかみんなに話を聞いてみたら、話が違うき取り直せっていうんです。いや、取り直したら判つかんじゃないやろか、そういう話をしたりもします。けど、農業委員会としては、それは水の排水の量とか、そんながは変わらん。ただ、ちょっと高くなると。盛土いうても砂利を敷くだけやきそんなに変わらん。水路は全然つつかん。
高芝副会長	元の説明と違う高さになっちゃうと。ほんでそれやったら元の高さに下げたらいい。もとのまんまへ。
会長	この件について北村委員さんと相談役として●●議員が県へ相談へ行っております。結果どうですかね？
北村委員	この件についてですが、今回変更申請ということで業者が、地権者や隣接農地所有者に同

	意書を求めましたが、発端となった、近隣の農業者から不安の声が上がり、6月29日に●●議員から要請の受けた私と、地元の方2名の計4名で県の環境計画推進課へ出向き、話を聞いてもらいました。県の環境計画推進課の話では、太陽光発電の許可を取り下げるということはならず、事業者が現地に対して勉強会等開催するなど、理解をしてもらうということが大事ではないかということでした。県へ出向いた農業者は太陽光設備の南側で田んぼを作っており、太陽光設備を設置することに反対はないが、笠上げしたら、大雨のとき排水の処理ができないのではないかと不安があるようです。
会長	県へ行った結果、北村委員から報告がありましたが、今言っているのは立田の方で、もう一つ田村の方は、現地を見ましたが、嵩上げもしていましたが、隣が工業団地で、その間の川が広いのもうこれは問題ないということで結論出しました。ただ北村委員からも報告のあったように、下の●●さん。その人が昨日も現地確認中に来まして、排水の関係をうんと言っておりました。現地を見ましたら、上はそれぞれの土地であります、下いうたら60センチいわんあがっておりました。そんな関係で、今後におきましても業者が地元にも話しかけて、60センチを下げてもらうとか、そんなことを話し合いをしたらどうやと自分は思いましたが。
末政委員	話し合いをしてほしいがよ。●●議員が会社に話し合いせえ言うても、議員が言うたら取り合ってくれんがよね。市の方から話し合いを進めてくれと40センチやったらなんちゃあ文句ないと。あれ、ほいたら60センチになったらどう変わるかと聞いたら、高くなるから排水がそりゃあせんかと心配やと。そんながの説明とか話し合いをしてほしいとしきりに言っております。
会長	それと農業委員会へ、僕宛に嘆願書が出ております。あと平山市長の方へ嘆願書が回っております。内容につきましては、日章発電所建設に伴う発電事業の説明会が、令和1年2月21日に、立田公民館で地元へ説明会を行ったそうです。その時に、盛土はせず、そのまま太陽光発電が設置する説明でしたので反対はしませんでした、その時地元は。農振除外、排水同意、農地転用許可、開発申請受理受けて建設していた令和3年6月17日に、経過説明

	をしてあるとのことですが、事業説明が当初の説明と食い違っています。高知県環境計画推進課とも相談し、農業委員、北村氏も同席し、高知県の意見が聞きました。当初の条件とは違うので、農業委員会でも、もう一度審議してもらうことが大事とのこと。もう一度農業委員会で審議をよろしくお願いします。地権者2名、隣接者10名。40センチ盛土に不安を感じて、反対している隣接者は2人、現在すでに盛土を一部していますが、50センチ以上盛土をしていますので、現地を確認してください。計画は盛り土は60センチになっています。整地基礎施工会社●●、パネル設置、連携施工業者●●、問い合わせは●●さんということになっております。
局長	そしたら私の方から市長の方へですね、嘆願書、ほぼ同じ内容なんです、違うところがですね、地域の住民、隣接の地主を呼んで立田公民館でも、盛土のですね、事業説明をしてもらいたいというのが主な内容になって、会長の方に来た分のものには入っていない内容になってますので、農業委員会の方で、こちらの事業の説明会とかそういうところについては、市長部局の方なのかなというふうに私の方はとらえております。
会長	では変更前と変更後の報告を事務局からしましたが、4～6の項目について審議します。まず4項目、変更前の転用事業が事業計画に従って実地されることが確実に認められる、について審議を始めます。どうでしょうか？
高芝副会長	変更後で、変更届でてきちゅうがやろ？最初の時ののがと今やっちゅうことが違うきに地元が怒っちゅうがやろ。高さを最初の通りやってもらうか、それか地区で説明してやるか。
末政委員	ただ公民館で説明会さえしたら、ひょっとしたらまだわからんけども、その60センチでやっても、綺麗にいくかもしれん。びっくりしちゅうだけやろ。40センチのが変わってしもうたき。
高芝副会長	うちは駄目ということは言えん。
垣内委員	地元が反対やのに変更届OKという訳にはいかんがやないです？
局長	これ自体は転用許可なので、農地法の中でしか語れないので。その中では地元の合意とって言うのがないので、粛々と許可としての変更が是か非かっていうだけの話です。

池委員	けどそれはいかんでしょう。地元が反対しゆうがやき。地元への説明がないままやったら計画通りにいかんでしょ。
会長	はい。そうしましたら変更前の転用事業が事業計画に従って実地されることが確実と認められるかについては、認められないということではよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） では、この点については認められないと判断します。 次に 5 項目目、変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度か又はそれ以下であると認められるについて審議をします。この点についてはご意見などはありませんか？ （意見・質問なし） でしたら変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度か又はそれ以下であると認められるとしてもよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） では、この点については認められると判断します。 最後に 6 項目目、上記各号の他、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められる。について審議します。の点についてご意見などはありませんか？ （意見・質問なし） 意見がないようでしたら上記各号の他、変更後の転用事業が農地転用許可基準により転用許可相当であると認められるとしてもよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） では、この点についても認められると判断します。最後に総合意見についてですが、4 の項目が認められないとなりましたので、総合意見としては認められないとしてよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

はい。では総合意見不承認として高知県に意見を申達いたします。なお、留意事項として農地法による審議内容とは少し離れるかもしれませんが、地元の意見や嘆願書の内容を添付することとします。以上で議案は終了です。議案外についてはお目通し願います。

(午後4時30分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成4年1月7日

会 長

武市嘉雄

議事録署名委員

渡辺 好典

議事録署名委員

鈴木 郁馬